

## 開成町議会会議規則の一部改正について

### 【改正理由】

令和6年度から、地方自治法の改正により書面等による議会手続のオンライン化が可能となったことに伴い、全国町村議会議長会から示された標準町村議会会議規則（以下「標準会議規則」という。）の改正に準じて、開成町議会会議規則（以下「会議規則」という。）を改正しました。

本改正は、主に以下の3点を含むものとなっています。

- ① 地方自治法の改正により、従前、同法に規定していた書面等による手続についてオンライン化可能となったことから、当該手続について会議規則で書面等によることが定められている場合でもオンライン化等を可能とするもの。
- ② 地方自治法ではその手続を書面等によると定めていないが、会議規則の規定において書面等による手続としているものについてオンライン化等を可能とするもの。
- ③ その他、現行の法令では使用されていない用語を改正する文言調整等の規定整備を併せて行うもの。

また、今回の会議規則改正に伴い、詳細部分を議長が定めるとしている部分が多々あり、地方自治法の改正において、「総務省令で定めるところにより」等と省令に落としている部分に相似しており、詳細部分の定めについては、全国町村議会議長会から「〇〇町（村）議会会議規則における情報通信技術の活用に関する規程（例）」（以下「新規程（例）」という。）を示していることから、開成町議会においても、詳細部分については、別途、「開成町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」（以下「新規程」という。）を策定し、そこで定めることとしました。

更に、令和6年3月18日付けの全国町村議会議長会からの通知「議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化の具体的方法について」によれば、オンライン化の方法については、地方自治法、会議規則、新規程等において単に「議会側と通知の相手方を結ぶネットワークを使うこと」しか規定していないことから、その具体的な方法についてそれぞれの議会において十分検討の上、決定する旨説明されており、具体的な方法として①電子メール、②グループウェア、クラウドサービスの利用、③執行機関側の電子申請システムの利用（開成町では神奈川県電子申請システムである『e-kanagawa』がこれに当たる。）の利用が挙げられています。

よって、このようなことについても、議会の取決め、決定、要綱等内規において定めました。

- ・開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて